

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。
※件数については、いただいた御意見を分類分けした件数になりますので、実際に提出された意見数とは異なる場合があります。
※基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等は修正しています。

No.	主な意見	件数	見解
1. 人件費について			
1	役員報酬を引き下げるべき ・この情勢になる前は料金の引き下げを行わず、他産業よりも良いお給料を手に入れたと思います。また、昨年度より本社建て替えを行うのは理解に苦しみます。本社機能は那覇支店という素晴らしいビルに移す事も一つではなかったでしょうか。上記の事から、役職員の人件費の削減は要望書以上に行う必要があると考えています。今まで役職員は良いステータスで生活はできていたと思います。沖縄特別処置により、今もお税金が投入されていると思いますが、復帰何年経っていますか。 ・役員、職員が一般給与に比して高給を維持したまま、国民に打撃を与えるのはインフラ企業としてやってはいけません。せめて地方公務員程度まで給与水準を下げるべき。 ・役員報酬をどの程度下げてもの値上げ率なんでしょうか。	3	社内役員の給与については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）に基づき、国家公務員の指定職の給与水準の平均と比較しつつ査定することとなっています。これを踏まえ、各事業者の社内役員の給与水準を確認したところ、料金審査要領に基づいて算定されていることを確認しました。 また、社外役員の給与については、過去の料金審査の結果も踏まえ、1人当たり800万円を上限とし、これを超過する沖縄電力を除く一部の事業者については減額を求めました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－6. 人員計画・人件費」をご覧ください。
2	給与水準や賞与を引き下げるべき ・まず沖縄電力の賃金を減らすべきじゃないですか。 ・役員、職員が一般給与に比して高給を維持したまま、国民に打撃を与えるのはインフラ企業としてやってはいけません。せめて地方公務員程度まで給与水準を下げるべき。 ・沖縄電力は県内屈指の給与水準、福利厚生が有名で、独占企業にも関わらずそもそも給与水準を全国で考えているところが県内の実態と合っていない。今回の人件費削減をもってしても、沖縄県内公務員の給与を大幅に上回っていることから、沖縄県内公務員と同程度の給与水準にまで引き下げない限り、電力の値上げは納得ができない。 ・今般の実情では、電気料金の値上げはやむを得ないと思うが、自分たちは身を切る努力もせずに契約者におしつけることは到底納得できるものではない。社員がどれくらい優遇されているかを真摯に受け止め、沖縄県民が納得できるよう、不断の努力をするべきである。※人件費の減については、メルクマール水準まで引き下げるとしているが、全国を基準としており、沖縄県の平均年間給与とはかけ離れている、資源エネルギー庁にて、厳密な審査を要望する。 ・航空会社等は運賃への価格転嫁が競争力低下に繋がるため、給与カットなどで最大限の内部努力を行っている。沖縄電力は他社との競合もなく、沖縄県内トップクラスの高給取り企業。また、民間企業とはいえ公共料金を扱っており簡単に価格転嫁するのは納得いかない。 ・県民所得が240万円と全国最低であるにも関わらず沖縄電力社員の平均年収は700万円を超えており、これは県内企業としては破格と言える。まずは身を切る経営改革を成し遂げ、最後の手段として利用者への負担を願い出るべきではないか。 ・沖縄県内では40代男性で手取り25万円以下の人が多数を占める中、年収1000万円を超える沖縄電力の社員が身を削らず値上げを申請するのは道理に反するのではないのでしょうか。 ・社員の給料をどの程度下げてもの値上げ率なんでしょうか。 ・沖縄電力は県内でも給与水準が高く、企業努力の余地はかなりあるように思う。経営の危機というより、自分らの給与確保のために価格が見直されているとささ感じる。 ・人件費を公務員並みの水準にする、などを実施するべきです。 ・人件費について、国家公務員並みにするとあるが、沖縄県で事業をしているので、沖縄県職員並みにするべきである。考え方がおかしい。 ・沖縄は、収入水準は全国と比較しても低く、貧困率は全国と比較しても突出しています。 ・「電気料金の値上げ改定について」の説明資料の中の、人件費削減額年間21億円について、役員給与・社員給与水準の引下げの具体的積算根拠についても、本来であれば情報公開して頂きたいです。社員の居住地の地方公共団体の(以前に所属していた職員含めて)税部門担当職員、及び税務署の職員は業務上、社員の給与所得を把握していますが、特に監督職、管理職と思われる社員の高水準の給与については、皆が驚きの感情を抱いています。例えば賞与を一定期間、全額削減されたとしても県民の平均所得をかなり上回ると推測する、沖縄電力株式会社はどのような計画をしているのでしょうか。 ・これまで国の補助金もありながら、県内でも有数の高給な賃金や手当があり、一般職員でさえ、県平均所得の2～3倍位はあるのではないのでしょうか。比較的に県内では賃金が高めと言われている公務員でも見劣りしてしまいます。 ・今回の経営効率化の取り組みの中では人件費抑制が盛り込まれているが、人件費の抑制を一律に実施する場合には若い世代へ逆進的な影響があり、離職やモチベーションの低下、それに伴う長期的な経営効率の低下が懸念される。役職数の適正化及び能力・パフォーマンスに基づく柔軟な昇給・降級などの人事制度を整備し、可能な限り人件費を抑制していただきたい。	15	従業員1人当たりの年間給与水準（賞与含む）については、料金審査要領に基づき、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、各事業者の年間給与水準について確認を行った結果、過去の統計データなどを用いて算定している場合が確認されたため、直近のデータへの補正を求めました。また、沖縄電力を含む一部の事業者では、賃上げを織り込んでいましたが、料金審査要領において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めないこととなっているため、この原則に基づき、賃上げ分の算入は認めないこととしました。 これらの審査及び補正の結果、沖縄電力については、直近の「賃金構造基本統計調査」の数値を反映し、他産業などの水準を踏まえた給与水準とし、人件費が申請額を上回らない範囲で査定を行うこととしました。 社内役員の給与については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）に基づき、国家公務員の指定職の給与水準の平均と比較しつつ査定することとなっています。これを踏まえ、各事業者の社内役員の給与水準を確認したところ、料金審査要領に基づいて算定されていることを確認しました。 また、社外役員の給与については、過去の料金審査の結果も踏まえ、1人当たり800万円を上限とし、これを超過する沖縄電力を除く一部の事業者については減額を求めました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－6. 人員計画・人件費」をご覧ください。
3	給与削減は避けるべき ・沖縄によるコスト削減策は社員の頑張りの結果であるので、ペア等の待遇改善で人材定着を図って欲しいし、社員の給料は削りすぎだと思う。電力業界は緊急呼び出しや災害対応もあるので、こんなに給料を下げてしまうと本土の電力会社に引き抜かれてしまうのでは。 ・社員の給料を下げてまで対応しているのに、申請幅を削るのはどうかと思う。 ・資料を見たところ、沖縄電力さんでも、人件費の削減など経費削減の努力をされていることは分かりました。しかし、人件費については、あえて一律に削減する必要はないと思います。優秀な方を採用して、あるいは優秀な方の処遇を改善して、電気料金をあげなくても済む解決策を立案できる人を確保すべきです。逆に、今回のように安易に値上げで解決しようとする策しか出てこない意思決定をしている人材が問題だと思います。	3	従業員1人当たりの年間給与水準（賞与含む）については、料金審査要領に基づき、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、各事業者の年間給与水準について確認を行った結果、過去の統計データなどを用いて算定している場合が確認されたため、直近のデータへの補正を求めました。また、沖縄電力を含む一部の事業者では、賃上げを織り込んでいましたが、料金審査要領において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めないこととなっているため、この原則に基づき、賃上げ分の算入は認めないこととしました。 これらの審査及び補正の結果、沖縄電力については、直近の「賃金構造基本統計調査」の数値を反映し、他産業などの水準を踏まえた給与水準とし、人件費が申請額を上回らない範囲で査定を行うこととしました。

2. 燃料費について			
4	燃料コストの削減を行うべき ・ JERA等との協業で燃料調達を束ねることは出来ないのか。 JERA-GMの取り組みは素晴らしいので、独禁法に引っかからない程度に上手く使えないのか。	1	燃料費の査定では、他の電気事業者の取組状況を踏まえた効率化努力を求める観点より、石炭やLNGにおいてトップランナー査定を行っております。詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－3. 燃料費」をご覧ください。
5	燃料費調整制度の上限撤廃を検討すべき／燃料費が下がった場合の電気料金の下げ幅や下限について説明を求める ・ 各社、昨今の国際情勢不安による燃料高騰に伴い申請に至ったと記載されておりますが、それが要因であれば、規制料金の燃料調整費単価の上限撤廃で対応できるはずです。値上げを行うのではなく、国に対して制度の変更を依頼し、法改正をもって対応すべきです。規制料金の燃料調整費単価の上限撤廃に関して、各社もしくは電気事業連合会等から国に対して何か働きかけを行ったのでしょうか。そしてその結果がどうだったのでしょうか。法改正がかなわない理由は何でしょうか。それらに関する記載は全くありません。取組の結果及び法改正できない理由の回答を求めます。 また、今回、燃料調整費単価の算定根拠も変更されておりますが、国際情勢不安は長期化しておりますが、一過性のものであるため、落ち着いた際に元の算定基準に戻すのでしょうか。また、現在の算定根拠の平均となった場合の電気料金は現在の水準となるのでしょうか。見直しを行う場合、明確にどのようなになったら再度、見直しを行うのか回答を求めます。「経営が安定化したら」等ぬるい判断基準ではなく、「燃料の平均価格が3ヶ月以上、現在の燃調算定基準を下回ったら」等具体的かつ明確な見直しの基準を定めなければ、今回の値上げの申請理由と整合が取れないのではないのでしょうか。回答は以下の内容を具体的かつ明確に記載をお願いいたします。 1：燃料調整費単価の上限の撤廃について具体的に国に対して行ったこと 2：1を踏まえて燃料調整費単価の上限の撤廃できない理由 3：1、2を踏まえて、値上げに対する経済産業省・資源エネルギー庁の考え方 4：燃料の価格が下落した場合の見直し前と見直し後の電気料金の比較 5：国際情勢が落ち着いた（燃料価格が低下した）際に算定基準を見直す場合は具体的な見直しの判断基準 ・ 今回の値上げ申請理由の大きな部分を占めているのは、燃料費の高騰が激しく、燃料費調整制度の上限値に張り付いたために、それを越える部分を電力会社が負担していることによるものです。今回の値上げにより電気料金の上限が上がることになりますが、燃料費が下がった場合にはどうなるのでしょうか。燃料費の下落に合わせて電気料金が下がる仕組みについて、下げ幅はどの程度で下限はあるのかなどについても説明してください。	2	燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。また、燃料費調整制度における基準燃料価格については、本年3月に行われた第38回料金制度専門会合において、直近の燃料価格などを踏まえ、各事業者に再算定を求めることとしました。この結果、沖縄電力については、燃料費調整制度における基準燃料価格が当初申請時よりも下がることとなりました。 その上で、電気の規制料金については、 ① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別収支」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、 ② 電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、 ③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下げ認可申請の可否について、経済産業大臣に回答を行っていきます。 上記の回答を受けて、経済産業大臣は、料金が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、料金変更認可申請命令を発動することとなります。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－3. 燃料費」をご覧ください。 なお、燃料費調整単価の上限撤廃など、電気料金制度の在り方に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。
4. 経営合理化・経営責任・説明責任について			
6	経営努力が足りない ・ 昨今の国際情勢不安により、電力会社だけではなく日本国内のすべての企業が影響を受けております。そのような中、一般企業は経営努力等により何とか事業活動を行っております。国の重要インフラであり、事実上地域独占もまだ残っているにもかかわらず、電力会社だけ簡単に国民への負担を強いるような今回の値上げを経済産業省・資源エネルギー庁は認めるのでしょうか。まず、各社でできることを行うべきではないでしょうか。 ・ 他の業種同様、最大限の内部努力を行い、その内容を利用者にわかりやすく公開すべき。 ・ 経費の削減が不十分である。 ・ 沖縄電力は県内でも給与水準が高く、企業努力の余地はかなりあるように思う。加えて、日頃から沖縄電力のサービスが充実しているとは決していえず、生活に欠かせない「電気」という立場に甘んじているようにしかみえない。改定幅も全国的にみてもかなり高いが、県民の所得の低さを考えても、上げ幅の見直しは必須と感じる。所得が上がらないのに命を繋ぐ電気の値上がりは更に沖縄県の貧困を加速しかねない。先日社長自ら記者会見をしていたが、何も伝わってこなかった。値上がりの前に企業努力の可視化をし、値上げ幅の根拠や経営への影響などきっちり説明することが先だと思う。 ・ 電気は、県民の生活に必要不可欠なインフラです。その値上げは可能な限りの経営努力のうえ、実施するべきだと考えます。具体的には、野球チームなど、電気事業に関係のない事業の廃止などを実施するべきです。 ・ 太陽光発電の遠隔監視や電気の異常消費（湯沸器の漏水、漏電）のDXに取り組むべき。中部電力の実施している顧客のためのサービスが無い。値上げするなら質の向上も必要。 ・ 東京電力など30%程度の電力会社がある中、効率化、値上げ率をより下げる努力が足りず、上昇率は30%により近づけるべき。 ・ 一般企業なら無駄を無くし、固定費の削減など企業努力を行って、最後に値上げの段階になるかと思います。 ・ 組織活性化や効率的な知見獲得のための中途採用の実施など、人件費以外のソフト面での経営効率化も実施し、未来の世代である若手社員が沖縄のエネルギーシステムにモチベーションを持って貢献できるような事業整備・環境整備を行うことで、中長期的な経営効率化が為されると考える。若手の活用は企業の成長、中でもDX・GXの推進にはこの世代の働き・知見・感覚が重要になってくるため、費用のみに着目しないようなソフト面での経営努力が重要だと感じます。	9	経営効率化については、各事業者のこれまでの効率化の取組状況を確認した上で、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。 厚生費についても、宿泊施設やイメージ広告に類似するものなど、料金原価への算入を認めていないメニューについては、原価に算入されていないことを確認しました。 なお、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。そのため、電力事業以外の新規事業に係る費用については、原価等への織り込みは認められていません。 また、沖縄電力において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、沖縄電力に対して一層分かりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－2. 経営効率化」及び「6－6. 人員計画・人件費」をご覧ください。
7	消費者に分かりやすい説明を求める ・ 資料が純粹に新旧の料金メニューの比較となっていない。メディアで取り上げられている値上げ幅39.3%よりも実際はかなり高く、誤解を招いている。 ・ 電力会社のホームページやweb検針票の照会ページといった、需要家が目的をもって調べなければ情報が入手できない形だけではなく、郵便やチラシ、ダイレクトメールなど確実に需要家へ情報が届く方法での周知の実施を求めます。電気料金を通して徴収する託送料金の変更がある場合も、そのそれぞれの料金変更の内容や電気料金への影響（値上げ、値下げ）など、わかりやすく伝えるよう求めます。	2	料金制度専門会合においては、申請内容が最大限の経営効率化を踏まえたものか、中立的・客観的立場から検討を行ってきております。第28回の沖縄電力に係る第1回の審査以降、料金制度専門会合開催の様子については、インターネットでライブ配信されており、資料は、電力・ガス取引監視等委員会ホームページに掲載しております。（参考「料金制度専門会合」： https://www.emsc.meti.go.jp/activity/index_electricity.html ） また、料金制度専門会合への資料提出以外に、沖縄電力において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、沖縄電力に対して一層分かりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。

8. 値上げについて			
8	値上げはやむを得ない ・原価高騰による値上げは致し方ないといえます。 ・ウクライナ情勢等により燃料価格が高騰している状況において、原価を適正に電気料金に反映することはやむを得ないことであると考える。 ・電力自由化したのだから、沖縄電力が嫌であれば他の電力会社へ移ればいいだけの話。市場原理に基づいて値段を下げることにしたのだから、市場原理に基づいて値上りするのは表裏一体。 ・燃料高騰で値上げは致し方ないが、その前に企業努力が全く感じられない。 ・沖縄電力は原子力発電所を所有せず、火力発電に大きく依存しており、昨今の急激な円安やウクライナ情勢の不透明な先行きから燃料調達のコスト増により、一定の値上げはやむを得ないと考える。	5	今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、厳格かつ丁寧に審査を行った結果、燃料の調達源の多様化などの効率化を求めつつ、適正な水準となるように査定を行いました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「5. 査定方針の概要」をご覧ください。
9	値上げ幅が大きすぎる ・月3000円程度の値上げとはいえ、ギリギリの生活を送っている人たちにとっては死活問題であり、少なからず健康を害すことに繋がります。私の住む沖縄市は選挙のたびに「子供の貧困」が必ず議題に挙がる地域です。電気代は嗜好品ではありません。貧しい人にも負担がかかる料金の値上げは、どうか慎重に願います。せめて段階的な値上げか、もう少し賃金がましになったタイミングでの値上げを強く希望します。 ・昨今の円安、国内外輸送費の高騰等によるあらゆる業種の値上げは仕方がないとは理解しますが、さすがに30%はやりすぎではないでしょうか。 ・料金の値上げ幅が大きすぎます。沖縄としても負担が大きいく中での決断と聞きましたが、生活がだいぶ厳しくなってしまう家庭も我が家だけではないと思うし、紅型教室開講していますが、これも開催が難しくなりそうです。お借りしている会場も今まで通り貸し出しは難しくなるそうですので。飛躍してしまいますが、子供作るかどうかの選択の不安要素の一つにも入っています。電気料金まで上がるならもっとあれこれ上がるだろうし、増税の話もたくさん聞かえてきてますので。 ・電気料金の引上率は各電力会社によって大きく開きがあり、中でも沖縄電力株式会社の平均43.81パーセント引き上げはとても高い。私たち地域住民にとっては不可抗力であり、この地域差の負担は適正とは言えず、とても不公平感がある。 ・世界情勢の影響とはいえ、後述の通り、燃調費ですでに実質的な値上げとなっている状況のため、簡単には受け入れられない値上げ幅と感じています。一般家庭はもちろん、様々な事業者にとっても経済活動を妨げる要因となります。 ・なぜここまで大幅値上げをする必要があるのか理解できませんでした。 ・全国の電力値上げに追従して行われる、50パーセントに近い値上げは、生活困窮度をさらに強めることになることは明らかです。値上げを実行するとしても、沖縄の生活実態を考慮した、きめ細やかな値段設定を行うことで、対応すべきであると考えます。 ・値上げ率約40%であることは安定供給に必要とする説明は不十分。値上げ率をより下げる努力が足りず、上昇率は30%により近づけるべき。	8	今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、燃料費についても、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。 また、基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据え置き、電力量料金を改定する方針としました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「5. 査定方針の概要」及び「6－14. レートメーク・約款」をご覧ください。
10	値上げ反対／低所得者等への値上げは配慮すべき ・コロナでありとあらゆるものの物価が上がる。給料だけ減らされる。いまの給料ですでにいっぱいいっぱいなのにこのまま電気代が上がったら、どうやって生活できるの。 ・沖縄の電気料金の引き上げは生活困窮世帯の私にとっては死活問題です。今の電気料金でもやっとの思いで支払っており、これ以上の値上げには生活の限界を感じています。労働者の給料は上がり様々な物価高に既に参っている昨今で、インフラの電気料金を4割あたり値上げする事は全県民にとって尋常ではない緊急事態であります。 ・これ以上光熱費が上がると生活がなりたちません。沖縄は3月から10月まで高温多湿の天気が続くので、エアコンが必須です。毎月1万円以上の電気代がかかります。それが増えてしまったら生活が立ち行かなくなります。どうか電気料金の値上げはやめてください。 ・沖縄は、最低賃金も低く、生活が豊かとはいえない家庭がたくさんあります。わたしは父方の祖父が沖縄の人なので、東京と、沖縄に家があり、それぞれに友人がいますが、それぞれの生活の差を感じています。どうか、電気料金を上げないでください。 ・ただでさえ日本で一番高い電気料金を取りながらこれ以上値上げが必要というのは理解出来ない。 ・安易な値上げは到底認められるものではない。 ・室温の問題は直接そこにいる人間の命に関わり、電気代の値上げをすることでクーラーを我慢して騒音の中勉強する、又は熱射病の可能性が高くなります。米軍基地の中の施設は、半分以上国が負担しています。騒音を作り出す方に光熱費を助成し、被害をうけるわたしたちはどんどん電気代を高く取られる、あまりにも理不尽です。 ・電気料金の値上げによって、夏場の節約による熱中症等、生命に関わる問題が出てくるのが予想されます。（と言うより、確実でしょう）女性一人暮らしのため、夜間の窓の開放も防犯上怖くてできません。どうか県民の暮らしと生命を慮る対応をお願いいたします。 ・結論から言うとう電気料金の引き上げは生活に関わるものなので行わないで欲しいです。電気料金が値上げとなると扇風機やその他家電等も節約せざるを得なくなりそうです。私自身の生活の話でしたが、沖縄県でいうと私より所得などが無い人が多数いると思われます。私みたいに30代ではなく高齢者の方もいると思います。これ以上値上げをされると節約のためエアコン等の生活に必要な設備を使用するのを躊躇う人もいるはずです。その方が熱中症等で病院に運ばれたり亡くなったりしたら誰の責任でしょうか。急に電気代が上がると他に使用するはずだったお金も回らなくなるはずです。経済が停滞してしまうと思います。経済が停滞したら暮らすだけで無理が来てしまう世の中になっしまいそうです。 ・今の時代、電気がなければ生活出来ないと言っても過言ではない。そういう状況にあぐらかいてんでしょね、沖縄は。 ・一括した大幅な値上げには反対です。電気は、生活の生命線であり、節約しても、一定の負担を免れません。とりわけ沖縄は、夏期間のクーラー使用は不可欠であり、低所得者、生活困窮者においても、人間的生活を確保するには、その使用が不可欠です。 ・今回の電気料金の値上げなどされると、ハッキリ言って生活できません。給付金も頂きましたが、その場凌ぎにしかならずなんの足しにもなりません。 ・「沖縄電力の電気料金値上げ」に反対です。最低賃金かつ食材などの物価も上がっているせいで、頑張っても節約しても尚厳しい生活を今送っております。 ・給金が上がり、その上での値上げならまだわかりますが沖縄では高くて950円の時給しか頂けません。この時代、電気は必要不可欠な物です。払えない人はどうやって生きていけと言っているのでしょうか。裕福な人達だけが住んでいるんでいる国ではありません。どうか国民のみなさんの声を聞いてください。 ・沖縄電力株式会社の電気料金値上げについては、反対です。様々な生活必需品の価格が上昇しているなかで、生活の基盤となる電気料金上がるのは、生活者にとって非常に厳しいです。また、様々な企業活動にも大きく影響することが容易に想像されます。電力会社には信用があります。短期的には、値上げをしなくても金融機関からの借り入れで一時的にしのごとができる可能性があると思います。例えば、1,2年程度は借	21	今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。そのため、規制料金と関係しない事業における負債などは、原価等への織り込みを認めていません。 各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、燃料費についても、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。 また、基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据え置き、電力量料金を改定する方針としました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「5. 査定方針の概要」及び「6－14. レートメーク・約款」をご覧ください。 なお、電気料金の高騰対策に係る支援策に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。

	り入れて資金を調達し、エネルギー価格が長期にわたって高どまりする可能性が高まった時点で、値上げを検討すべきと思います。 ・急激な値上げは利益重視で公共インフラとして意識不足。急なインフレ、倒産に繋がる。公共に戻すことも検討するべき。 ・今回の値上げ申請は、政府が電気料金の高騰を抑制するために予算化した7円/kwh（低圧契約の一般家庭・企業など向け）を超え、かつ実施期間が限られているため、政府の対策があってもなお値上げ後の負担が大きくなります。特に低所得者及び生活困窮者へは十分に配慮するよう求めます。 ・コロナで収入が減った方もいる中で、全国の中でも貧困な世帯が多い沖縄で平均4割もの値上げを実行するべきではないと思います。到底受け入れられるものではありません。県や国に相談するなど、もっと他の方法はないのでしょうか。 ・値上げしないでほしい。インフラなので、生活が厳しい。これ以上の値上げは、生活を維持できない。 ・社会生活と切り離すことのできない電気料金の値上げが行われた場合、我々県民はこれを受け入れざるを得ず、他の支出を抑えることでしかこの事態に対応する術を持たないが、2021年5月に発表された総務省統計局の全国家計構造調査によれば、総世帯における都道府県別年間収入は沖縄県は422万3千円と全国で最も少なく、総世帯の金融資産残高を見ても全国最下位となっており、世帯収入は上がらず、また乏しい預貯金から費用を捻出しようにも全国最下位となっている県民生活では非常に困難である。 ・今回の電気料金値上げには断固反対。明らかな政府の政策の失敗を国民に負担させようとしている。沖縄には大きな産業がなく、低所得で苦しんでいる方がたくさんいるため、値上げをしないよう政府をあげて取り組んでいただきたい。		
11	国からの支援等を求める ・沖縄電力も大変なことは分かりますが、国からの電力会社への支援という形でどうにかならないでしょうか。賃金の最も安い土地で、輸送コストもかかることから、ただでさえ食料や生活必需品が他県に比べて高い中で、ただ普通に生きていくというあたり前のことも難しくなっています。今、私たちはこれらの権利がおびやかされている立場にあります。十分に自助も共助もやっています。これ以上はどうか公助でどうにかして欲しいと心の底から願っています。 ・政府と電気事業者間での連携を図りなんとか急激な値上げを抑えてください。 ・酒類、食材ともに値上がりは止まらず、コロナの影響から、客足も戻らない中、非常に厳しい状況です。ここで電気料金が大幅に値上がりしては、先の見通しが立ちません。何らかの回避策はないのでしょうか。 ・もちろん企業として30%の値上げをしないと経営が破綻するということであるかと想像しますので、特例的に政府の協力や補助を受けて緊急措置として段階的な値上げは出来ないのでしょうか。 ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化）がされている。当交付金を直接各電力会社に交付することにより、一般の電気料金の引上額を国民に負担させないような仕組みを検討していただきたい。 ・外的要因を踏まえると、もはや沖縄電力一企業の努力だけでは吸収が難しい局面であると言えます。さらに今後、ガスなどインフラのさらなる値上げも予想されます。価格の転嫁先が消費者であるとはいえ、パンデミックからいまだ回復出来てない経済状況などを鑑みますと、急激な値上げは市民生活への影響が計り知れません。火力発電＋離島を抱える沖縄ならではの問題ではありますが、本州と大差の無い水準での生活インフラを享受できるよう、国としての対策・対応を、何卒よろしく願いいたします。 ・現在、私たちは消費税を8%ないし10%も払っています。物価高や情勢については理解できますが、社会保障費として徴収しているのであれば、むしろ生活インフラなどに充てて然るべきではないでしょうか。 ・行政からの補助も1キロワットアワー当たり7円では実感がなくありがたみが薄いです。 ・新型コロナウイルス感染症による行動制限が開け、ようやく人流が戻りつつあり、やっと県経済に明るい兆しが見え始めた中で冷や水を浴びせることにならないか大変懸念している。沖縄経済がより強固な形で安定するまで、一度に約40%も値上げするのではなく、段階的な値上げの検討に加え、政府による電気料金負担の支援をぜひお願いしたい。 ・主張は、①政府の政策の失敗を国民になぜ負担させるのかという点と、②日本経済へ壊滅的なダメージを与えるという2点だが、個人的には、国債を発行すれば全て解決すると考える。電気料金の値上げにより国力が削がれることを懸念している。エネルギー政策は国家の根幹であり、エネルギー自給率の上昇のために政府が予算を投じたり、企	10	今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などにに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、厳格かつ丁寧に審査を行った結果、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう各事業者に求めるなど、適正な水準となるように査定を行いました。 また、燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。 なお、電気料金の高騰対策に係る支援策や、エネルギー自給率上昇のための予算措置等に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。
6. 原子力発電について			
12	原子力発電所は選択肢から排除すべき ・原子力発電は論外。決して選択肢に入れてはならない。	1	原子力政策に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。

7. 再生可能エネルギーについて			
13	再生可能エネルギーの導入を推進すべき／再エネ賦課金を見直すべき ・電気料金値上げを各社が検討する中で、再エネ賦課金で市民に負担を強いている状況は政策として評価ができない。値上げを認めるのであれば、せめて再エネ賦課金廃止くらいはするべき。もともと庶民から金持ち向けに金が流れる逆進性の税金としての機能しかない。 ・節電の努力は全てやり尽くしている。火力に頼る発電に固執したのが間違いだ。沖縄には強い太陽光、強い潮流、強い波、強い風がある。これらを総動員した自然エネルギー発電をなぜやらないのか。燃料費は永遠にタダだ。これを怠ったのは沖縄の怠慢でしかない。OIST、その他大学で最新の自然エネルギーによる発電が研究され、実証実験段階だ。これを全面的に取り入れ火力依存を減らすことで値上げを回避していただきたい。 ・将来に向けて世界的に脱炭素を進める必要に迫られる中、沖縄県においても再生可能エネルギーの導入を順次進める事が義務であると考えます。 ・海外の電力会社（ハワイやドイツ等）ように、外部からの影響を受けづらい再エネについて、もっと積極的に取り組むべきであった。料金値上げをするなら、太陽光発電のFIT以外（卒FIT等）の買い取り料金を上げるべき。 ・東京電力の福島第一原子力発電所の事故以降、火力発電の比率が一時的に高くならざるを得ない中で、国の再生可能エネルギーの最大限導入の方針のもと、電力会社は自らの再生可能エネルギー導入にどれだけ取り組んできたのでしょうか。火力発電への依存を続けてきた結果、今回の燃料費高騰に対処しきれなくなったということはないでしょうか。燃料費高騰による電気料金への影響緩和や、エネルギーの安定確保への寄与なども期待できる再生可能エネルギーの導入・普及拡大を進めてください。 ・再エネ賦課金は廃止すべき。なぜ太陽光発電の売電料金を国民が負担しなければならないのか。 ・カーボンニュートラルへの積極的な投資の確保をいただきたい。国際的な脱炭素の流れにより、近年化石燃料の開発コストも国際的に増加する中、ウクライナ情勢が沈静化した後も化石燃料価格は低廉するのか不透明な状況と考えられる中、化石燃料の自給が困難な沖縄電力においては、再生可能エネルギーの導入というのは長期的に電力価格の安定化に繋がると考えており、そのために再生可能エネルギーの導入、そのための系統設備への投資枠の確保、幅広い事業パートナーシップの構築に取り組んでいただきたい。事業パートナーシップの構築については、沖縄電力で全て内製化することなく柔軟な形で様々なプレイヤーとの協業体制を構築することで、効率的かつスピーディーな再エネの事業開発に資すると考える。	7	再生可能エネルギー賦課金、再生可能エネルギーの普及、FIT制度のあり方、エネルギーミックス等、エネルギー政策に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。
5. 電気事業制度について			
14	経過措置規制料金を撤廃・是正すべき ・燃料調整費上限に張り付いた所謂「逆ザヤ」状態で規制料金を提供し続けることは、大手電力と新電力との間における適正な競争を阻害しており、速やかに是正すべきである。消費者保護の意図は理解できるものの、電力が全面自由化した状況において、適正な競争を促進する上でも規制料金は必要ではないと考える。	1	電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などにに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。その上で、厳格かつ丁寧な審査を通じて、原価等が適正な水準となるように査定しました。 なお、燃料費調整単価の上限撤廃など、電気料金制度の在り方に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えていますが、経過措置料金の解除の基準として、①消費者の状況（電力自由化の認知度など）、②競争圧力（シェア5%以上の有力で独立した競争者が供給区域内に2者以上存在するかなど）、③競争的環境の持続性（電力調達条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平かなど）という3つの観点から総合的に判断すべきこととされています。また、現時点で、これらの基準を満たす供給区域はありません。 内外無差別のコミットメントについては、2020年7月に行われた各社からのコミットメントに基づき、2021年度より運用を開始しており、以降、年に2回定例のフォローアップを実施しております。現時点において、合理的理由無く社内取引価格を社外取引価格よりも安価に設定している事例は確認されておりませんが、引き続き定期的なフォローアップを実施し、コミットメントの実効性を確保してまいります。
9. 自由料金について			
15	値上げ反対／値上げ幅が大きすぎる ・今回の料金改定では、プランにより時間帯別料金が2倍近くになるケースもあります。値上げ自体は必要かと思いますが、このような契約者から見ると不公正で騙し討ちのような点、また、一部の契約者にだけ急に高い負担がかかる状況や、40%程度もある余剰発電の状況などについても、しっかりと確認いただきたいと思います。 ・オール電化向けはすでに値上げになっていることが、周知されていない。すでに燃料調整費の上限が撤廃されているEeホーム・Eeビジネスについて、周知されおらず高い電気料金を支払っている人が多くいる。	2	電力小売は自由化されており、個別具体的な電気の自由料金の設定の在り方について、コメントは差し控えさせていただきます。一方で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などにに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。その上で、厳格かつ丁寧な審査を通じて、原価等が適正な水準となるように査定しました。 また、沖縄電力において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、沖縄電力に対して一層分かりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。
10. 審査手続きについて			
16	厳正な審査をお願いする ・今回の規制料金の申請において不必要に原価を減額されると、新電力としても極めて厳しい状況となり長期的には競争が阻害されることを考慮していただきたい。 ・値上げ申請をそのまま認めるのではなく、経営効率化でカバーできる部分はないか、社会的に見て妥当性を欠く値上げはないかなど、精緻で納得感のある査定を進め、値上げ幅をできるだけ圧縮してください。	2	電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などにに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、直近の燃料価格などを踏まえて原価等を再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。さらに、事業者において原価算定に誤りがあった場合は、適正な算定となるよう、補正を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。